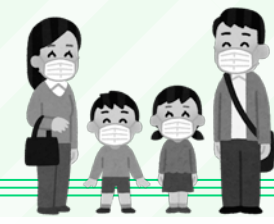




新型コロナウイルス感染症対策情報



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人へ

新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があった人は、1年間に限り、徴収の猶予を受けることができます。猶予を受けた場合は、延滞金が免除されます。

●対象となる人

①令和2年2月から納期限までの一定の期間中（1カ月以上）の収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少している人。

②納付・納入が困難である人。

※①と②の両方を満たす納税者、特別徴収義務者が対象となります。

●対象となる税目

令和3年1月31日までに納期限が到来する、町県民税（普通徴収・特別徴収）、法人町民税、軽自動車税、

税務課 ☎823-9226 ☎823-9627

固定資産税、国民健康保険税、町たばこ税。

※中間申告による法人町民税は、確定申告書の提出期限までの期間に猶予の期間が制限されます。

●申請方法

申請書と収入や現預金の状況が分かる資料を提出してください。

申請書は海田町ホームページからダウンロードするか、電話などで請求してください。

●申請期限

各税目の各納期限までに申請してください。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。
<https://www.town.kaita.lg.jp/site/covid19-joho-kaita/115335.html>

感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別に関する相談を受け付けています

広島法務局人権擁護部第一課 ☎228-5790

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、私たちに相談してください。



法務大臣メッセージは、こちらをご覧ください。

YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>)

みんなの人権110番
0570-003-110



子どもの人権110番
0120-007-110



女性の人権ホットライン
0570-070-810



外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911



インターネット人権相談受け付け窓口
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



情報

最新情報やくわしい内容は、国・広島県・海田町のホームページなどに掲載しています。確認してください。

海田町ホームページ



広島県ホームページ



電話相談目安

保健センター
☎823-4418 ☎823-0020

息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状
発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

⇒ **すぐに相談!!**

・重症化しやすい人（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPDなど）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人）

・症状が（4日以上）続く場合

妊娠中の人：念のため、重症化しやすい人と同様に、早めに相談窓口にご相談してください。

子ども：小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関に電話で相談してください。

相談窓口（24時間対応）

広島県西部保健所広島支所 ☎(082)513-2567

引き続き、感染対策をしながら熱中症にも注意しましょう！

- 1 暑さを避けましょう
- 2 こまめに水分補給しましょう
- 3 気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意しましょう
2メートルの距離が取れる場合は、適宜マスクをはずして休憩しましょう
- 4 日頃から健康管理（体温測定、健康チェック）をしましょう
- 5 体が暑さに慣れるよう暑さに備えた体作りをしましょう

熱中症に注意しながら、引き続き、新しい生活様式（手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保、3密の回避など）を実践しましょう！また、県を超える移動は、移動先の自治体が出す情報をよく確認し、感染が流行している地域からの移動および感染が流行している地域への移動は控えましょう。

海田町出産育児応援金について

出産育児応援金については、個別に申請書類を郵送しますが、至急応援金を受け取りたい人などは、保健センターへ問い合わせてください。

申請者◆次の①②のいずれにも該当する人

①申請日時点で町に住民登録がある人

②令和2年4月28日から令和2年12月31日までに生まれた子どもと同世帯の保護者

給付額◆子ども一人につき1万円 申請期限◆令和3年2月28日(日)まで（当日消印有効）

※申請期限を過ぎてからの申請は受け付けることができません。

※感染予防のため、郵送での手続きにご協力ください。

子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお早目に

こども課 ☎823-9227 ☎823-9627

公務員対象者の「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請受け付けをこども課（役場1階）で行っています。**締め切りは10月15日(木)**です。（郵送可）

また、公務員以外の人で、令和2年4月分（年齢到達などにより令和2年3月分も含む）の児童手当

（本則給付）受給対象となる見込みであるが書類不備などにより認定されていない人も対象となりますので、至急不足書類を提出してください。

「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象者には、「海田町子育て世帯応援金」の案内をします。